

第63回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

■事業報告

新株予約権等に関する事項・・・ 1 ～ 20ページ

■連結計算書類

連結注記表・・・ 21～35ページ

■計算書類

個別注記表・・・ 36～42ページ

自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

株式会社ミスミグループ本社

事業報告

新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況

回次	第20回新株予約権
発行決議の日	2014年6月13日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	1名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	1名
新株予約権の数	55個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は300株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	16,500株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2014年11月8日～2044年11月7日
新株予約権の主な行使条件	イ. 取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員 のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使 することができる。 ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議 に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する 新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる 吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が 完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承 認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合 は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定 める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予 約権の全てを無償で取得することができる。 ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権 利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別 途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取 締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができ る。
有利な条件の内容	—

回次	第23回新株予約権
発行決議の日	2016年2月10日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	1名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	1名
新株予約権の数	132個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	13,200株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2016年2月26日～2046年2月25日
新株予約権の主な行使条件	イ. 取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員いずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。 ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	—

回次	第26回新株予約権
発行決議の日	2016年9月15日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	1 名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	1 名
新株予約権の数	115個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	11,500株
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間	2016年10月4日～2046年10月3日
新株予約権の主な行使条件	イ. 取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員 のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使 することができる。 ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議 に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する 新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる 吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が 完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承 認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合 は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定 める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予 約権の全てを無償で取得することができる。 ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権 利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別 途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取 締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができ る。
有利な条件の内容	—

回次	第28回新株予約権
発行決議の日	2016年9月15日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	1名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	一名
新株予約権の数	58個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	5,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2019年10月3日～2026年10月2日
新株予約権の主な行使条件	イ. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。 ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ. 当社は、新株予約権者が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権者が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	—

回次	第29回新株予約権
発行決議の日	2017年9月21日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	1名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	1名
新株予約権の数	79個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	7,900株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2017年10月7日～2047年10月6日
新株予約権の主な行使条件	イ．取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員いずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。 □．上記イ．以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 □．当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	—

回次	第31回新株予約権
発行決議の日	2017年10月19日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	1 名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	一名
新株予約権の数	40個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間	2020年11月6日～2027年11月5日
新株予約権の主な行使条件	イ. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。 ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ. 当社は、新株予約権者が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権者が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	—

回次	第32回新株予約権
発行決議の日	2018年6月21日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	1名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	1名
新株予約権の数	70個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	7,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2018年7月7日～2048年7月6日
新株予約権の主な行使条件	イ. 取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員いずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。 □. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 □. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	—

回次	第33回新株予約権
発行決議の日	2018年6月21日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	一名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	1名
新株予約権の数	123個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,300株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2021年7月6日～2028年7月5日
新株予約権の主な行使条件	イ. 取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。 ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	—

回次	第34回新株予約権
発行決議の日	2018年10月18日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	1 名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	一名
新株予約権の数	44個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,400株
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間	2021年11月2日～2028年11月1日
新株予約権の主な行使条件	イ. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。 ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ. 当社は、新株予約権者が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権者が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	—

回次	第35回新株予約権
発行決議の日	2019年6月20日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	2名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	1名
新株予約権の数	121個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2019年7月6日～2029年7月5日
新株予約権の主な行使条件	イ. 取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員いずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。 ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	—

回次	第36回新株予約権
発行決議の日	2019年6月20日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	一名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	1名
新株予約権の数	120個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年7月5日～2049年7月4日
新株予約権の主な行使条件	イ. 取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。 ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	—

回次	第37回新株予約権
発行決議の日	2019年10月17日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	1 名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	一名
新株予約権の数	40個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間	2022年11月 1 日～2029年10月31日
新株予約権の主な行使条件	イ. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の 2 年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。 ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ. 当社は、新株予約権者が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権者が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	—

回次	第38回新株予約権
発行決議の日	2020年6月25日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	2名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	1名
新株予約権の数	149個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	14,900株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2020年7月11日～2050年7月10日
新株予約権の主な行使条件	イ. 取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員いずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。 ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	—

回次	第39回新株予約権
発行決議の日	2020年6月25日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	一名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	1名
新株予約権の数	113個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	11,300株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2023年7月10日～2030年7月9日
新株予約権の主な行使条件	イ. 取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。 ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	—

回次	第40回新株予約権
発行決議の日	2021年3月12日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	2名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	一名
新株予約権の数	148個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	14,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2024年3月29日～2031年3月28日
新株予約権の主な行使条件	イ．新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。 □．上記イ．以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 □．当社は、新株予約権者が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権者が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	—

回次	第41回新株予約権
発行決議の日	2021年6月24日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	4名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	1名
新株予約権の数	132個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	13,200株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2021年7月10日～2051年7月9日
新株予約権の主な行使条件	イ．取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員いずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。 □．上記イ．以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 □．当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	—

回次	第42回新株予約権
発行決議の日	2021年6月24日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	2名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	1名
新株予約権の数	309個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	30,900株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2024年7月9日～2031年7月8日
新株予約権の主な行使条件	イ. 取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。 ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	—

回次	第44回新株予約権
発行決議の日	2022年6月30日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	4名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	一名
新株予約権の数	148個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	14,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年7月16日～2052年7月15日
新株予約権の主な行使条件	イ. 取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員いずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。 ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	—

回次	第45回新株予約権
発行決議の日	2022年6月30日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	4名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	一名
新株予約権の数	999個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	99,900株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2025年7月15日～2032年7月14日
新株予約権の主な行使条件	イ. 取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。 ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	—

回次	第46回新株予約権
発行決議の日	2023年2月16日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	一名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	1名
新株予約権の数	108個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2026年3月3日～2033年3月2日
新株予約権の主な行使条件	イ．新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。 ロ．上記イ．以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ．当社は、新株予約権者が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権者が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	—

連結計算書類

連結注記表

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

〔 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数……52社

主要な連結子会社の名称……株式会社ミスミ、株式会社駿河生産プラットフォーム

(新規) 当連結会計年度において加わった 1 社

新規設立に伴うもの

・ Misumi Nepal Pvt. Ltd.

(2) 非連結子会社の数および主要な非連結子会社の名称

非連結子会社の数…… 1 社

・ WUXI PARTS SEIKO PRECISION IND CO., LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数および会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数…… 2 社

・ アイオーミスミ精密機械貿易（南通）有限公司

・ トーヨーミスミ精密機械貿易（南通）有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の数および会社等の名称

持分法を適用しない非連結子会社の数…… 1 社

・ WUXI PARTS SEIKO PRECISION IND CO., LTD.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等…………… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、
以 外 の も の…………… 移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

② デリバティブ…………… 時価法

③ 棚卸資産

商品、原材料…………… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

製品、仕掛品…………… 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品…………… 主として総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物…………… 2年 ～ 45年

機械装置及び運搬具…………… 2年 ～ 20年

② 無形固定資産

ソフトウェア…………… 社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。
（自社利用分）

その他の無形固定資産…………… 主に定額法（15年）を採用しております。

③ 使用権資産…………… リース期間に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞 与 引 当 金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 …………… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ④ 事業整理損失引当金 …………… 工場建設の中止に伴う損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した連結会計年度において費用処理しております。ただし、一部の連結子会社については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で費用処理することとしております。

過去勤務費用については、一部の連結子会社において発生しており、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で費用処理することとしております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループはF A事業、金型部品事業、VONA事業の3つの領域における各製品の開発、提供を主な事業としています。当該製品の提供については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で製品に対する支配が顧客に移転すると判断していることから、製品が顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内の提供については、出荷から顧客に引き渡された時点までの期間が通常の期間である場合は、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引及び割戻し等を控除した金額で測定しております。また、買戻し義務を負っている有償支給取引については、金融取引として棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について金融負債を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(8) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(9) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この変更による影響は軽微であります。

〔 会計方針の変更 〕

該当事項はありません。

〔 表示方法の変更 〕

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「補助金収入」（前連結会計年度327百万円）については、金額が僅少となったため当連結会計年度においては「雑収入」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において、「営業外費用」の雑損失に含めていた「支払手数料」（前連結会計年度96百万円）については、重要度が高まったため当連結会計年度においては区分掲記しております。

〔 会計上の見積りに関する注記 〕

商品及び製品の評価

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 57,186百万円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、販売在庫取扱い開始から一定の期間が経過し、かつ今後販売見込みがないと判断される一定数量以上の商品及び製品について、原則100%帳簿価額を切り下げた価額をもって評価し、評価損は連結損益計算書に計上しております。

従って、販売減少等により帳簿価額を切り下げる商品及び製品が増加した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に影響を与える可能性があります。

〔 連結貸借対照表に関する注記 〕

1. 「受取手形及び売掛金」のうち顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高
連結注記表〔収益認識に関する注記〕に記載しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額 63,212百万円

3. コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の安定的かつ機動的な調達を目的に、取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末のコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	(百万円)
	当連結会計年度末残高
コミットメントライン契約の総額	15,000
借入実行残高	—
差引額	15,000

4. 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約は財務制限条項が付されており、下記のいずれかに該当した場合、本契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1) 各事業年度末日の連結貸借対照表における純資産の部の合計金額が、直近の事業年度末日の連結貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額未満となった場合
- (2) 各事業年度の決算期の連結損益計算書における経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上した場合

〔 連結損益計算書に関する注記 〕

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表〔収益認識に関する注記〕に記載しております。

2. 事業整理損失引当金戻入額

当社グループは、前連結会計年度において、当社の連結子会社であるSURUGA SEIKI (FOSHAN) Co., LTD.における工事建設中止に伴う損失に備え、損失見込額を事業整理損失引当金として計上しました。その後、工場建設中止に伴い見込んだ損失の一部が免除される見込みとなったため、減額見込額1,015百万円を特別利益として計上しております。

3. 事業整理損

F A事業セグメントの一部事業の整理に伴うものであり、主な内容は、棚卸資産を含む資産の廃棄等による損失675百万円であります。

〔 連結株主資本等変動計算書に関する注記 〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	284,847,897	209,400	—	285,057,297

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 209,400株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,008,099	7,654,186	289,300	10,372,985

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

2024年4月26日の取締役会決議による自己株式の取得 7,639,200株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 289,300株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月13日 定時株主総会	普通株式	4,190	14.87	2024年3月31日	2024年6月19日
2024年10月25日 取締役会	普通株式	5,462	19.83	2024年9月30日	2024年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,422	23.38	2025年3月31日	2025年6月25日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式 396,000 株

〔 金融商品に関する注記 〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にF A事業、金型部品事業、VONA事業において企画・販売を行っており、事業遂行上の設備投資計画については原則自己資金を充当しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブ取引は、為替の変動リスクをヘッジする目的のみに利用する方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、グローバルに事業を展開していることから、外貨建債権・債務を保有しており、為替変動リスクに晒されております。

当社グループでは、原則外貨建債権・債務をネットしたポジションについて主に先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしております。投資有価証券は、主に業務上及び資本提携に関する株式であり、市場の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、販売管理ルールに従い、営業管理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い大手金融機関とのみ取引を行っており、当社では重要な信用リスクはないと判断しております。当期の連結決算日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の債権・債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対し、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。デリバティブ取引については、現状主に先物為替予約を取扱っております。またその目的は、実需の外貨建債権・債務のヘッジに限定しております。当社のデリバティブ業務に関するリスク管理については、ファイナンス統括内の財務担当者による相互牽制およびチェックにより行われております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきファイナンス統括内にて定期的に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要な手許流動性を算定し、その金額を維持することで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額で、市場動向によって価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。（(注1)を参照ください。）

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額(*1、2)	時価(*1、2)	差額
投資有価証券	1,218	1,218	—
デリバティブ取引(*3)	(101)	(101)	—

(*1)「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」及び「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	6

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	159,296	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	78,390	—	—	—
合計	237,686	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ

れ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価（＊１）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	1,218	—	—	1,218
デリバティブ取引（＊２）				
通貨関連	—	(101)	—	(101)

（＊１）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

〔 賃貸等不動産に関する注記 〕

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

〔 収益認識に関する注記 〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはF A事業、金型部品事業、VONA事業の3つの領域において事業を展開しております。顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連結 損益計算書 計上額
	F A事業	金型部品 事業	VONA 事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	135,803	86,451	179,732	401,987	—	401,987
外部顧客への売上高	135,803	86,451	179,732	401,987	—	401,987
セグメント間の内部売上高	—	—	—	—	—	—
計	135,803	86,451	179,732	401,987	—	401,987

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕 3 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	13,126
売掛金	62,743
期首残高 合計	75,869
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	13,425
売掛金	64,964
期末残高 合計	78,390
契約負債（期首残高）	1,549
契約負債（期末残高）	1,395

契約負債は顧客との契約に基づく支払条件により、顧客から受け取った前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,549百万円であります。なお、当連結会計年度において、契約負債の重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想される契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

〔 1 株当たり情報に関する注記 〕

1. 1 株当たり純資産額	1,271円 58銭
2. 1 株当たり当期純利益	131円 95銭
3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	131円 62銭

(注) 1. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	352,064百万円
普通株式に係る純資産額	349,283百万円
差額の主な内訳	
新株予約権	1,663百万円
非支配株主持分	1,116百万円
普通株式の発行済株式数	285,057千株
普通株式の自己株式数	10,372千株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	274,684千株

2. 1 株当たり当期純利益および潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	36,549百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	36,549百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式の期中平均株式数	277,000千株
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	—
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳	
新株予約権	676千株
普通株式増加数	676千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

〔 重要な後発事象に関する注記 〕

(取得による企業結合)

当社は、2025年4月17日開催の取締役会において、当社の米国子会社であるMISUMI Investment USA Corporation（以下、「MIUC」という。）を通じて、米国製造業におけるカスタム機械部品のオンライン調達サービスを提供するFictiv Inc.およびその子会社7社（以下、「Fictiv社」という。）を買収すること（以下、「本買収」という。）を決議し、Fictiv社との間で本買収に関する合併契約を締結いたしました。

1. 企業結合の概要

本買収は、MIUCが本買収のために設立した完全子会社であるD1 Merger Subsidiary CorporationとFictiv社を合併する方法（逆三角合併）により実行いたします。合併後の存続会社はFictiv社となり、MIUCより合併対価としてFictiv社の株主には現金対価が交付されます。一方で、D1 Merger Subsidiary CorporationはFictiv社に吸収合併される形で消滅し、存続会社がMIUCの完全子会社となります。

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Fictiv Inc.

事業内容 カスタム機械部品のオンライン調達サービス提供

(2) 企業結合を行った主な理由

Fictiv社は2013年設立で、米国製造業におけるカスタム機械部品のオンライン調達サービスを展開しています。米国・中国・インド・メキシコのグローバル4拠点、約400名の従業員を抱え、世界中に約250社の製造業のパートナーネットワークを保有し、カスタム機械部品のオンライン調達サービスプレーヤーとして近年成長を遂げております。Fictiv社の事業は当社の展開するmeviy（メビー）事業と高い親和性があり、高度な技術力と顧客サービス体制、強力な顧客基盤を有しています。

本買収の最大の狙いは、meviyをはじめとした当社のデジタルサービスの強化と同時に、顧客ドメインの拡大にあります。Fictiv社を買収することにより当社の提供する価値を従来の設備製造の領域からよりバリューチェーンの川上にあたる商品開発の領域まで一気に拡大し、持続的な成長への大きな起点としていきます。当社とFictiv社は事業内容や価値観に類似性がある一方で、商品カテゴリーや展開地域においては異なる領域を得意とする補完関係にあることから、当社グループにFictiv社を迎え入れることにより、両社の強みを生かしたシナジー効果を発揮することができると考えます。今後も、当社はグローバルにサービスを展開することでIA産業の非効率を解消し、お客さまの「時間価値」を高めてまいります。

(3) 企業結合日

2025年6月中（予定）

（注）本買収は、法令上必要なFictiv社の株主の書面による承諾の取得、関係当局の承認等及び
その他合併契約に定める前提条件が満たされることを条件としております。

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする「逆三角合併」による株式取得

(5) 企業結合後の名称

名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%（予定）

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社子会社が現金を対価として株式を取得する予定でおります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金	3.5億米ドル（暫定）
取得原価	3.5億米ドル（暫定）

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 1,100百万円（暫定）

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

6. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

現時点では確定しておりません。

計算書類

個別注記表

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

〔 重要な会計方針に係る事項に関する注記 〕

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式…………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等…………… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、
以外のもの…………… 移動平均法により算定）

(2) デリバティブ取引等の評価基準および評価方法

時価法

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

役員賞与引当金…………… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は当社グループの経営戦略立案や管理ならびにそれらに付随する業務を行っており、主な収益は子会社からの経営管理料等及び受取配当金となります。経営管理料等は子会社との契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

〔 貸借対照表に関する注記 〕

1. 保証債務

関係会社が行う為替予約および信用状の開設等について、その取引銀行と同取引に係る保証契約を締結しております。保証債務の極度額は以下のとおりであります。

MISUMI USA, INC.	1,076百万円
PT. MISUMI INDONESIA	120百万円
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	134百万円
MISUMI TAIWAN CORP.	149百万円
MISUMI KOREA CORP.	299百万円
ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司	1,495百万円
MISUMI Vietnam CO., LTD.	313百万円
MISUMI Investment USA Corporation	37百万円
MISUMI Mexico S. de R.L. de C.V.	448百万円

上記のほか、関係会社の当座借越契約に係る債務について保証を行っております。

MISUMI Mexico S. de R.L. de C.V.	224百万円
Dayton Progress (Mexico), S. de R.L. de C.V.	299百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,540百万円
短期金銭債務	2,007百万円

3. コミットメントライン契約

運転資金の安定的かつ機動的な調達を目的に取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	(百万円)
	当事業年度末残高
コミットメントライン契約の総額	15,000
借入実行残高	—
差引額	15,000

4. 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約は財務制限条項が付されており、下記のいずれかに該当した場合、本契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1)各事業年度末日の連結貸借対照表における純資産の部の合計金額が、直近の事業年度末日の連結貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額未満となった場合
- (2)各事業年度の決算期の連結損益計算書における経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上した場合

〔 損益計算書に関する注記 〕

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	25,125百万円
営業費用	581百万円
営業取引以外の取引による取引高	3,347百万円

〔 株主資本等変動計算書に関する注記 〕

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	3,008,099	7,654,186	289,300	10,372,985

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

2024年4月26日の取締役会決議による自己株式の取得 7,639,200株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 289,300株

〔 税効果会計に関する注記 〕

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

新 株 予 約 権	519百万円
退 職 給 付 引 当 金	336百万円
株 式 報 酬 費 用	236百万円
賞 与 引 当 金	223百万円
未 払 事 業 税	63百万円
長 期 未 払 金	6百万円
そ の 他	894百万円
繰 延 税 金 資 産 小 計	2,279百万円
評 価 性 引 当 額	△816百万円
繰 延 税 金 資 産 合 計	1,463百万円

繰延税金負債

組織再編に伴う関係会社株式	58百万円
繰 延 税 金 負 債 合 計	58百万円

繰延税金資産純額 1,404百万円

(表示方法の変更)

前事業年度において、「繰延税金資産」の「その他」に含めていた「株式報酬費用」(前事業年度79百万円)については、重要性が高まったため当事業年度においては区分掲記しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
受 取 配 当 金 益 金 不 算 入	△28.2 %
交 際 費 等 損 金 不 算 入 項 目	0.0 %
住 民 税 均 等 割	0.0 %
そ の 他	0.0 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.5 %

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この変更による影響は軽微であります。

〔 関連当事者との取引に関する注記 〕

1. 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高 (注4)
子会社	(株)ミスミ	(所有) 直接 100%	役務提供および受入 資金の預け 役員の兼任	配 当 金 の 受 取	9,662	—	—
				役 務 の 提 供 (注 1)	15,463	未 収 入 金	2,419
				経費等の支払(注1)	6,164	未 払 金	1,928
				CMS 資金管理(注2)	—	関係会社預け金	42,165
				利 息 の 受 取 (注 2)	384	—	—
				為 替 予 約 (注 3)	2,435	—	—
子会社	駿河精機(株)	(所有) 直接 100%	資金の預り 役員の兼任	CMS 資金管理(注2) 利 息 の 支 払 (注 2)	— 7	関係会社預り金 その他 (流動負債)	2,321 1
子会社	MISUMI TREASURY SINGAPORE PTE. LTD.	(所有) 間接 100%	資金の預り 役員の兼任	CMS 資金管理(注2) 利 息 の 支 払 (注 2)	— 1,356	関係会社預り金 その他 (流動負債)	39,198 124
子会社	MISUMI Europa GmbH	(所有) 間接 100%	資金の預り 役員の兼任	CMS 資金管理(注2) 利 息 の 支 払 (注 2)	— 379	関係会社預り金 その他 (流動負債)	12,715 24
子会社	MISUMI USA, INC.	(所有) 間接 100%	資金の預り 役員の兼任	CMS 資金管理(注2) 利 息 の 支 払 (注 2)	— 880	関係会社預り金 その他 (流動負債)	21,103 66

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
2. CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) による資金管理については、基本契約に基づき残高が毎日変動するため、期末残高のみを記載しております。また、金利は市場金利を勘案して決定しております。
3. 為替レートについては、契約時の為替相場等に基づき決定しております。
4. 期末残高には消費税等を含めております。

〔 収益認識に関する注記 〕

収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕（４）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〔 １株当たり情報に関する注記 〕

1. １株当たり純資産額 282円22銭
2. １株当たり当期純利益 36円97銭
3. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益 36円88銭

(注) 1. １株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

貸借対照表の純資産の部の合計額	79,186百万円
普通株式に係る純資産額	77,573百万円
差額の主な内訳	
新株予約権	1,663百万円
普通株式の発行済株式数	285,057千株
普通株式の自己株式数	10,372千株
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	274,684千株

2. １株当たり当期純利益および潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	10,241百万円
普通株式に係る当期純利益	10,241百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式の期中平均株式数	277,000千株
当期純利益調整額	—
潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳	
新株予約権	676千株
普通株式増加数	676千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

〔 重要な後発事象に関する注記 〕

該当事項はありません。